

第5回 高知県森林整備公社経営検討委員会

開催日時 平成22年7月2日(金) 9時30分～12時00分
開催場所 高知共済会館3階 会議室
参加者 (委員)
根小田渡委員(委員長)、橋本誠委員、中越利茂委員、金子努委員、
高村禎二委員、武田裕忠委員、森永洋司委員、戸田文友委員
(高知県)
臼井林業振興・環境部長、大原林業振興・環境副部長、
大野森づくり推進課長、久武企画監(分収林改革担当)
田所行政管理課長、笹岡福利厚生課課長補佐
司 会 森づくり推進課 山中

(事務局)

第5回高知県森林整備公社経営検討委員会を開会いたしたいと思います。

事務局を担当してます、森づくり推進課の山中でございます。よろしくお願いいたします。
委員の皆さまには、お忙しいところをご出席いただきありがとうございます。

最初にお手元の資料のご確認をお願いいたします。本日の「会議次第」、それから資料が1から6まで、ございますでしょうか。

まず資料1が、「平成21年度業務報告書・決算報告書」でございます。資料2が、「報告書(素案)」でございます。資料3が、「森林整備公社資産評価方法」についてでございます。資料4が、「第9期経営計画(変更)」でございます。資料5が、「スギ民有林収穫表」でございます。資料6が、「高知県森林整備公社年齢別・ランク別・樹種別・造林面積及び材積表」でございます。皆さま、ございますでしょうか。

本日の日程は、お手元の会議次第のとおりでございます。

それでは、ここからの進行を根小田委員長をお願いいたしたいと思います。根小田委員長、よろしくお願いいたします。

(根小田委員長)

はい、おはようございます。お忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。

本日の議事は、中心は改革プランの骨子について。主に現状認識に関する議論を行いたいというように考えております。ご協力のほどをよろしくお願いいたします。

最初に、議事に入る前に報告事項としまして、21年度に公社で初めて主伐が行われました。その報告も含めまして、21年度の公社の決算報告がありますので、最初に事務局の方からその説明をお願いいたしたいと思います。よろしくお願いいたします。

(事務局)

森づくり推進課の久武でございます。よろしくお願いします。

それでは、資料1の「21年度業務報告書・決算報告書」という書類の少し中ほどのページで申しわけないですけども、決算報告書。下の方に9ページと書いてございます、9ページの前でございますが、決算報告書、中ほどから少し前、ございますでしょうか。よろしいでございますでしょうか。

決算報告書でございます。今年度、21年度公社が、先ほど委員長もお話ございましたように、初めて主伐を迎えました。ということで、例年と違う決算というか、処理しておりますので、そこを中心にご説明をさせていただきたいと思っております。

それでは1ページをめくっていただきまして、9ページをご覧いただきたいと思っております。

平成21年度決算報告書、報告、1の一般会計。一般会計というのは、我々林業振興・環境部が管理をしています分収林契約がございまして、下の方に2ということで、教育の森造成事業特別会計、これは教育委員会の方で、教育を目的にする趣旨で分収林事業をしております会計です。大きく分けたら2つに分けております。1の方を中心にご説明をさせていただきたいと思っております。

まず、平成21年度の一般会計収支決算では、事業活動収支が約6億7,000万円余りで、事業活動支出が6億9,000万円ということになりまして、事業活動収支差額が約1,800万円余りの赤字になりました。

事業活動収支と申しますのは、ページを少し開けていただいて、14ページに「収支計算書総括表」という表がございまして、林業公社の場合については、全国的に「事業活動収支」と、下の方に書いてございます「投資活動収支」、それから「財務活動収支」、3つの部分に分けて決算処理をするようになってございまして、今からご説明させていただきたいところが、1番の「事業活動収支」でございます。

先ほど申しましたように、一般会計のところを見ていただくと、事業費の種類、事業活動収支ということでいろんな事業がございまして、この合計が、先ほど申しました6億7,190万円余りと。それから支出がやはり6億9,060万円余りということでございまして、事業活動のこの収支が、約1,800万円強の赤字になっております。

これにつきましては、当初ご説明させていただいておりますように、公社の方ではこの事業活動収支を、24年度には黒字にするということを目標に、今5ヵ年計画を実行しているところでございまして、1,800万円でございますが、当初予定、5ヵ年計画からいいますと、かなり公社の方、がんばっていただきまして、赤字幅が縮小しているということでございます。この赤字につきましては、後ほどご説明をします県の貸付金で補てんを、今のところしているということでございます。

それから次の欄ですが、また「財務活動収支差額」では、約5,200万円余りの黒字でございました。

それから、当期の収支差額が約 3,300 万円余りとなり、全額次年度に繰り越しとしております。これは、先ほど申しました 1,800 万円余り、もともと財務活動収支が 5,200 万でございまして、その中の先ほど言いました 1,800 万円余りが赤字でございますので、この財務活動収支というのは、いわゆる県の貸付金とか、そういう資金調達をした科目を記載しますので、約 5,200 万円から、先ほど言いました事業活動収支の 1,800 万円余りが赤字でございましたので、この差額が次年度に繰り越されたということです。

今年度、22 年度に、これについては県の方に返していただきますということで、年度を越える時に若干の資金調達、資金がいきますので、少し県の方が多めに出しているということで、余れば県の方に返していただくというような会計処理をしまして、3,300 万円黒字という、5,200 万円の黒字ということなんですけど、実際には県の貸付金を足しておるということでございまして、先ほど申したように、基本的にはここで公社としては 1,800 万円の赤字で、これを県の方の貸付金で整理をしたということでございます。

それから、次の欄のこちらの、これが 21 年度初めて主伐を迎えた会計。会計基準が若干変わっておりますので、ご説明をさせていただきたいと思っております。

初めて分収林の契約満了に伴う主伐を実施しまして、清算をした結果、四万十町の瀧谷という事業地でございますが、この所、最終的に期間が来ましたので皆伐をいたしましたということでございます。

中ほどに書いております、精算の結果、これまでの間当該地に投資をしてきた補助金等の収入を除く、公社の純負債額だということで、1,780 万円余りの負担額が出ます。

これにつきましては、前回ご説明させていただいたように、公社の固定資産いわゆる森林勘定につきましては、今まで公社の方が投資をしました経費をすべて計上するというこの会計処理をしまして、いわゆるこの 1,780 万円余りが、事業地の簿価として計上されているということでございまして、これについてはすべての投資額を計上しているということで、前回もお話させていただいた時に、これの経理処理上、私どもには資産と負債が合うというような会計処理をしているということでございます。

先ほど言いましたように、公社の純負担額、いわゆる簿価が 1,780 万円余りございまして、実際に 15 億が処分できて、収入については 1,100 万円でございます。そのうち公社の取り分が約 6 割でございますので、公社の配分を受けた金額は約 618 万円余りということで、この差し引きをすると約 1,160 万円余りの赤字というか、投資額以上の収入が見込めなかったということで、その負担金に対しては 1,100 万円余りの赤字となります。

それで、実際処理をどうするかということでございますが、この結果、前年度末に正味財産という、いわゆる出資金という形で資本勘定のところにある勘定でございまして、県の方が 3,000 万円計上してまして、県が出資をしまして 3,000 万円でございますが、基本的には先ほど申しましたように、1,100 万円余りも主伐による赤字が計上されましたので、基本的にはこの 3,000 万円から 1,100 万円を控除した額、1,800 万円余りが 21 年度末の正味財産の残高になりまして、今まで 3,000 万円ございましたところが、1,800 万円余り

の正味財産になったということでございます。

このような形で主伐が始まって来ますと、なかなか今の材価の中では、今までの投資額をすべて回収できるわけではございませんし。先ほどの資本勘定につきましては、すべての投資額を計上しまして、実際その4割は土地所有者にお返しをしようと配当しますんで、実際、簿価で売れたとしても4割分が不足するというような会計処理をしているところでございます。

これは高知県に限ったことではございません。全国で同じような経理処理をしていますので、林業公社についてはこういう処理をしているということでございます。

22年度も主伐を計画をしまして、今の材価で計上すると、やはり赤字が見込まれるのではないかなということで、1,800万円を越えてしまうと、いわゆる三角(△)というか、債務超過と呼んでいる、そういう状態になってくる可能性もあるということで大変危惧をしているところでございます。

そういうようなことで、今までは主伐というのはございませんでしたので、赤字を補てんをして、ビジネス上均衡がとれているというような決算になったんですが、主伐が発生した結果、こういう部分が出て赤字が出れば、その分正味財産が減っていくというような決算処理になるということで、今年度、21年度初めてそういう処理をいたしましたので、ご報告をさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

以上です。

(根小田委員長)

はい、ありがとうございます。

今、21年度の決算報告、ポイントのところを報告いただきましたが、いかがでしょう。何かご質問等ございませんか。

(高村委員)

この瀧谷事業地なんですけど、何haの林地なんですか。

(事務局)

面積は約18.54haございまして、そのうちスギが約3.7ha、ヒノキが8ha、マツが6.84haということで、いわゆる価格があまり出ないマツが約1/3以上を占めているということで、ヒノキが8haでございますので、約4割強くらいの面積を占めていると。

それから、ちょっと説明が抜けましたが、公社の方でA・B・C・D・Eというランク付けをしていますが、この事業地についてはCランクの評価をさせていただいております。

(根小田委員長)

はい、ほかはよろしいですか、高村委員。

ほかにかがでしょう。

ちょっと教えてほしいんですけど、事業活動支出、6億9,000万円ですか。この中で人件費の占める比率みたいなのはどれぐらいですか。

(事務局)

事業活動収支、公社全体の人件費が、21年度で給料等、福利厚生、全部入れまして約8,900万円弱の人件費を使っておると。

(根小田委員長)

そうすると、それ以外の事業活動の中身は、具体的に申しますと。

(事務局)

事業活動の中身でございますが、先ほど決算書の中の、14ページをお開きいただきたいと思うんですが、この中で収支計算書総括表というのがございまして、中ほどに一般会計というのがございます。先ほどご説明させていただいたのは一般会計でございます。

それで、2番になります事業活動支出、事業費の支出が約1億3,600万円。それから配分金、いわゆる土地所有者にお払いするやつが1,280万円強。いわゆる管理費という、人件費も含めたすべての管理費でございますが、約2億6,500万円。それから受託事業をしておりますので、当然、県行造林という県の造林の受託とか、いろんな受託をしておりますので、その受託経費の支出が2億7,600万円。合計で、6億9,060万円余りの事業をしているということです。

(根小田委員長)

はい、まあまあ、分かりました。

ほか、いかがですが。何か、21年度の決算について。

この事業活動収支差額の1,870万円余りの赤字、この部分を24年度までに黒字化する計画だと。

(事務局)

そうですね。事業活動収支が1,870万円余りでございますが、これを24年度までに黒字化をするという目的で、今5ヵ年計画を執行中でございます。

(根小田委員長)

よろしいですか、21年度の決算について。

ほかはないようでしたら議題の方に移りたいと思いますが、本日は、改革プランの骨子の検討ということですので、前回の会議でこの改革プランのたたき台、原案を作っていた

だくということで、森永委員と橋本委員にお願いをいたしました。

今日は、森永委員と橋本委員の方で、現状認識、問題点の認識を中心に取りまとめたいただいておりますので、森永委員の方から改革プランに関する説明、それから橋本委員の方からは、19年度に公社が試算しました長期収支の見直しに関する説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

(森永委員)

はい、では早速ですけど、報告書の方に進めさせていただきます。

今回、この報告書につきましては、デューデリジェンスに基づきまして作成しておりますが、その過程で森林整備公社さまに多大なご協力いただきまして、思った以上に作業が進みましたことを、この場を借りましてお礼をさせていただきます。

今回は、先ほど説明がございましたように、課題の抽出というところになります。まだ課題の段階で終わっていますので、次の段階としまして改革案の方に進めていきたいと思っております。今日の主旨は、あくまで課題の認識ということで、皆さんの共通認識を醸成するという意味でさせていただきます。

では、早速進めていきたいと思っております。お手元の資料の2番、「報告書（素案）」というところでは、

表紙をめくっていただきますと、「目的」というのがありますが、全部が全部ではないですけど、これが課題になるかと思っております。

1ページ・2ページの目次を、ぱっと見ていただきます。

では、早速中身に入っていきたいと思っております。

3ページなんですけれども、まず「森林整備公社の概要」でございます。1番に沿革ということで、公社の歩みといいますか、それを聞き取りで書かさせていただきます。

その次の1の2、設立目的ですけども、定款によりまして3条に設立目的がありまして、「公社は造林・育林等による森林及び林業に関する事業を実施することにより、森林資源の保続・培養及び森林の公益的機能の維持増進を図り、もって農山村経済の振興及び人的能力の開発等々に寄与することを目的とする」ということが述べておられます。一言で言いますと、公共性と経済性を図られて設立されたということになっております。素晴らしいと思っております。

ここがまさに、逆に言いますと、これまで公社がやって来られて、結果これが足かせと言ったら語弊がありますが、なってきたのかと思っております。

つまり、その下に書きましたように、公共性と経済性の両立を目指して公社が設立されたわけでございますけれども、結果的には公共性を重視するあまり、経済性が結果として無視されてしまったということになっているかと思っております。

その次は、社員と役員さまの構成でございます。高知県・市町村等、社員さまがいらっしゃるということですね。

4 ページは、定款の第 5 条に社員さまの条件ということになっております。

それからその下は、役員でございますけれども、理事が 9 人以上 12 人以内を選任するというようになっておりまして、現在は高知県以外の代表から、総会で選出された 9 名様ですね。それから高知県知事の指定する職にあるかたが 2 名と。

それから、高知県知事の推薦するかたということで、理事長さまは高知県の知事の推薦を受けられて就任されております。

それから、監事さまが 2 人以内ということになっております。

5 ページは、経営に関することなんですけれども、通常、私ども診断士、中小企業診断士がまず経営につきましてみるところは、経営理念があるかどうかというところでございます。一応公社さまの定款には、設立目的は当然あるんですけども、一般企業という企業の指針たる経営理念は確立されていないということで、その代わりに経営方針は明示されて、全職員に徹底しているということです。

経営戦略がありまして、戦略というよりも経営計画になっております。

それから経営者でございますけど、これすなわち理事長さまでございます。これは先ほど申しましたように、知事の推薦される方ということになってはいますが、これが高知県の人事異動の一環として行われておられるということで、これまでは県職員の派遣、または O B の方が知事の推薦を受けて就任されております。必ずしも林業関係に従事した経験のない方が理事長に就任される場合もありますけども、行政経験が豊富であり、トップの資質というものは有していると考えられております。

ただ、ここが問題だと思われませんが、就任期間が極端に短いということで、2 年から 3 年程度ということでございます。通常、経営の良い企業でありますと、2 年、3 年の交代もそれはあるかなと思えますけれども、先ほどの決算内容の発表にもありますように、経営が悪い状態で、2 年、3 年でトップのかたが次から次から変わるということは、通常の経営組織としてはあり得ないと思えます。で、長期的な視点で、責任ある経営が十分できる状態にはなっていないと思えます。長期的なところでございます。

それから、その下へ書きましたけれども、県職員さまの派遣期間が最長 3 年という縛りがありまして、この中で就任されておるということで、本人さまの意思に係わらず 3 年以内に交代しなければならないという、県職のかたの特徴があります。

次に、具体的に窮境原因、ここまでに成った原因を探ってみました。

まず、先ほど言ったように収入不足ということで、その中で、一つが木材価格の下落ということです。当然、材価の騰落を考慮した上で、今いくらになっているのかというのは考えるべきではございますけれども、それ以前に、スギ製材品の額は、木材需要の物価等を背景に上昇しておりましたけれど、昭和 55 年に最高値を記録した後、現在までに 4 割下落していると。

それから、スギ丸太の価格が 1/3 になっているということでございますが、この表が 6 ページに掲載しております。昭和 55 年中ごろに最高額、スギが 72,000 円とかありますが、

現在では、平成 21 年、41,800 円。それからスギの中丸太、39,600 円が 1 万円を切っているということでございます。

7 ページはそれをグラフ化したものでございますけれども、このようにグラフ化しますと、極端に価格の変動が著しいということが、お分かりいただけるかと思えます。

7 ページの 2 の 1 の 2 ですけれども、それに伴いまして、反対に運搬費が上がってきておるといことです。スギ主伐の素材生産費、運材費は記録を備えてあります昭和 51 年以降、立米当たり 1 万円という線を設定しておりましたけれども、この 10 年間でおおむね 3 割弱低減したということでございます。このため、丸太の売上から素材生産費、運材費を差し引いたら、粗収入は昭和 55 年の 2 割程度まで減少しておるといことです。

それから、その下、分収割合でございます。ご存知のように、分収割合は森林公社さまの方が 6 で、山林所有者が 4 ということでございます。これは当然、国からの指導でこういうふうの設定されたということなんですけれども、公社開設当時は、木材価格が上がっておりましたので、この割合は妥当視されたと思われましたけれども、今、申しましたように、木材価格下落並びに貸付金の増加によりまして、分収割合は極めて公社のかたの方に不利に働いていると思えますね。

結果的に、多額の育林経費をかけますが、それを全額回収できない割合になっているということでございます。

それから、次が、ビジネスモデルの破たんがあるということなんです。

分収林事業は、森林所有者のかたと 50 年から 80 年、長期に渡りまして分収計画を作りまして、その間の費用は公社が負担し、最終的には森林を伐採してその収益を分収割合で受け取る事業でございます。

先ほど説明がありましたように、事業資金ですけれども、当初県から出資金 3,000 万円の方がありますが、あと県の造林補助金以外の収入は基本的にないということで、不足する資金につきましては、農林漁業金融公庫の制度融資、更に不足をする額は県からの賛助金、平成 21 年度からは貸付に変更ということになっておりますが、賄っているということです。

その後の県の財政事情もありまして、昭和 50 年度から、民間金融機関からの借入金というのが調達を併せて実施をされています。これら借入金につきましては、県の損失補償ということで行っておられるということです。

50 年以上の長期に渡ります長い年月をかけまして、森林を造成して造林資金として調達され、借入金も最終的に育てた利用木を販売することで、償還する資金で借入れすることなんですけれども、これは当時、木材需要が拡大することによりまして木材価格も当然上がっていくという前提の元に、十分収益を得られることが可能となると考えておられました。

国におきましても、昭和 33 年に分収林特別措置法を制定されまして、国策として林業の発展と、森林の有する諸機能の維持・増進を目的として、分収林事業を推進されてきております。

ところが、先ほど申しましたように、昭和 55 年を境に木材価格の下落が起こっております。結果としまして、林業を取り巻く環境が非常に厳しくなっておりまして、現在の木材価格では借入金の償還が困難になるということが、高知県並びに全国的な各都道府県の林業公社の大きな問題点となっております。

その具体的な結果といたしまして、公社が平成 21 年度に初めて実施した主伐事業地の精算では、1,100 万円程度の赤字が出ておるということで、正味財産、先ほどの県出資金 3,000 万円から、18,387,000 円に減少してしまったということですね。

平成 22 年度以降の、分収林契約の伐期がそれぞれ来ますので、現在の木材価格では平成 22 年以降もこういった状況が続くということで、結果的には債務超過、いわゆる資産勘定が赤になるということが危惧されております。

このようなビジネスの体系でございますが、一般的に 8 ページの下の方に書きましたけれども、ビジネスモデルというのは利益をどこから取るのかということから始めています。で、その収益をどこに投資するか、それが巡り巡って更に収益が生まれるということが条件です。

9 ページを見ていただきますと、簡単に分かりやすく書きましたが、そのビジネスモデルの図のタグで囲んだところ「収益性」、これをどこから取ってくるのかというのがビジネスモデルになります。その収益性の右は、どこから取るのかということで、この場合は売上アップということで取っていきこうというモデルの例です。

それから、そのビジネスモデルの中で収益性を上げる、売り上げを上げまして、その収益がどこへ投資するのかと。これが収益性の下になってます。この場合は、人材育成とか、あるいはサービスのやり方を変えるということに投資するということになっております。それが更にお客さまの評価を得て、売り上げがアップして、また更に収益性が上がるというようなことになっておるんですけど、これがいわゆるビジネスモデルなんですね。

森林公社さまの経営の在り方というのは、いわゆるこのビジネスモデルじゃないということなんですね。収益性がないというところが、非常に問題です。ですから、民間でいえば、ビジネスモデルというのは既に破たんしているというところがございます。

8 ページに戻っていただきますと、先ほども申しましたように、下から 4 行目ですけど、公社さまの場合は山林を山林所有者と公社で分収することになってはいますが、それまで森林整備に要した経費はすべて公社で負担することになっておりまして、公共性を優先することでありまして、木材価格の低迷の中で投資額を回収できなければ、公社は損失を受けるという、こういうモデルで、超長期契約でありながらリスクヘッジを講じていない公社のビジネスモデルは、ビジネスモデルではないと。民間でいうビジネスモデルではないということで、破たんしているということがございます。

それから 9 ページの下の方、責任の所在なんですけど、先ほど申しましたように 2 の 2 の 1 番ですけど、理事長さまは 3 年を限度の管理職ということなんですね。しかも公社さまに勤務する職員さまも、高知県から出向したかたいらっしゃるしまして、このかたち

も3年が限度の短期間になっております。

これはやはり民間のかた、あるいは民間の社長さまが、3年限りに次々と交代するということは考えられないと思います。また、この3年間という短い期間で処理することは限られておるといことで、業務改善が劇的に向上するということは考えられないといことで、問題点も顕在化されることがなかなか難しい。で、その問題が先送りになってしまったという経緯があると思います。これが原因の一つだと思います。

それから2番の2ですけれども、問われない経営責任といことで、公共性を重視すると、これは民間ではやれない事業であるといことで、それが、経済性の配慮につきましては相対的に少なかったといことが、赤字を招いてしまったといことになるのではないかと思います。

それから2の2の3番は、問題が潜在化しておりますので、あまり3年間の間に顕在化するといこともなかったといことがあります。

それから2の2の4は、多数の理事さんがいらっしゃいます。理事の多くの方は非常勤でありますので、経営を監視したり、あるいはアドバイスを適宜提言するといことは難しかったと思われます。また、多数の理事の方がいらっしゃいますので、責任の所在というのがあいまいになっているといことになってくると思われます。

2の2の5番は、先ほど説明がございましたように、貸借対照表上の固定資産、造林起業というものが固定資産に計上されているといことです。分収林の事業につきましては、固定資産の造林起業として計上しておりますが、その分収事業に有した直接費及び間接費、借入金の支払い利息、あるいは管理等から造林補助金等を控除した、実事業費としており、これはそのまま計上されているといことで、実は、この中の4割は山林所有者への分収配分金に相当する分でございますので、それがそのまま入っているといことで、貸借対照表と当然均衡するんですけれども、この計上方法でいきますと、実際ないものを計上するといことになっておりますので、問題が混濁化する恐れがあると思われます。

それから2番の3ですけど、採算性ですね。重複しますが、民間で行えないといことで位置づけされておりますので、採算が合わないことは当然ですといことで、経費が積み上げておったといことでございます。

それから2の3の2は、競争なき発注といことで、公社自体の事業はないといことで、育林事業とか伐採事業は外注といことになっております。外注先はエリアが特定されている森林組合に限定されておまして、競争なき発注が常態化していると。

発注した事業につきましては、国等の補助金を活用しており、また収入を得られる収入間伐も先に実施し始めたところありまして、採算性のある事業ではなかったこともありますが、公金で行う限り採算面等十分な検証を行う必要性も検討すべきだったと考えられます。

次は2の3の3ですけど、環境へき地といことで、公社さまの管轄する団地は高知県中央部はなく、遥かに離れたへき地にありまして、事業を行う上で高コストになっている

ということです。

また2の3の4は、融資に関するということの調査です。もともと主伐までの間収入がないということで、さらに経費が収入を上回る状況が常態化していると。その不足分は融資に求めるという経営が続いておりまして、そのことは、毎年融資額が増えるという結果を招くと思います。

11 ページは、人件費でございます。

役職員の数を明文いたしました。役員さまの方は、全部で5月現在14名おります。常任理事が県から派遣。それから職員さまが1名、プロパー職員です、事務職員さま。技術職員さんが5名、内県職員さんが3名、プロパーが2名と。あと嘱託員と臨時の職員、全部で32名の方が就業されているということです。で、人件費をみますと、全職員のうち非常勤理事が11名、約30名です。

その2番ですけれども、県から派遣されている職員が4名さまいらっしゃいまして、給与支給にあたりましては、当然県職員さまと同じ処遇となっております。それからプロパー職員さまは、先ほど見ていただきましたように3名いらっしゃるのですけれども、給与の支給にあたりましては、県職員と同じ処遇になっております。

12 ページは、平成21年度人件費の一覧です。人件費総額で約8,900万円になっています。赤字企業であるということなので、通常ではこのような待遇意識は、民間では考えられないということで、それは当然県民の理解は得られないと思われまます。もし、このままいくとすれば、公社さまが存続するということになれば、組織並びに人員の見直しが当然必要になってくると思われまます。

また、民間企業でこういう仕事をしてまいりますと、赤字企業である場合は異常なので、当然株主総会が開かれた時には経営者の責任が問われるということになってきます。

それから2の4の2は、退職金の引当金不足です。12ページの下の方に退職金の引当が掲載されております。で、プロパー職員さまの退職金、合計で約4,400万円。固定負債で計上されておる退職給付引当金資産が700万円ありますので、その差額3,700万円が不足しているということです。本当は、不足分は当然どこから持ってこないといかんですけれど、実際は立木の所に入っているということが…。

ということを踏まえまして、13ページなんですけれども、組織、一定の見直しが必要になってくると思われまます。公社をこのまま存続させるとすれば、役職員のコストを見直すということと、給与規定・退職規定まで踏み込んで、変更する過程が出てくるようになると思います。

また決算書、決算報告の資料では、本来の人件費が、先ほどご質問がありましたように、どの事業に記されているかが見ても分からないということになりますので、罫を太めなものにしております。

それから管理不足ですけれども、林業公社がやっていることで、先ほど申しましたので省きます。

2の5の2は山林所有者ということで、長期間に渡る契約なもので、既に亡くなっているかたがいらっしやいますということで、そういうかたの山がございまして、相続人の間で相続する財産の権利関係が明確になってないということ、あるいは県外に在住する山林所有者もありまして、一層この管理を難しくしております。

それから2の5の3は、収益管理不足ということなんですけど、収益状況を絶えず監視して、計画との差異を盛り立てていくべきシステムがないということになります。黒字企業であれば良いかも分からないですけど、赤字企業であれば毎月・毎日、盛り立てていくというシステムがないと、赤字を解消するということはなかなか難しいと思われま。

このため、従来からの事業不足は結果の方に係わっていると思われま。ただし、平成20年度からは第9期経営計画がありまして、盛り立てていくことになっております。

監査につきましては、前にうかがっていますが、かなり形式的な流れになっておると思われま。監査の仕事といたしましては、当然経理の不明瞭な支出がないかというのが一つありますが、いわゆる経理処理の正当さの検証であります、それにならしまして経営内容の是正とか、また、こういったことをすればいいんじゃないかというような指摘が、当然監査の仕事としてはあるんですけども、事業概要を見る限り、公社の指導を行っておるとは伺い知ることにはできません。

監査の仕事につきまして、経費面で多額の経費をかけられないと、そういうことはありますが、赤字企業でありますと、それ以上に、監査の仕事というのは細かいとこまでです。

赤字につきましては、経営の妥当性、検討して検証し、改造を行わなければならないというのは当然ですけども、そこの面をおろそかにされていた面があると思われま。

指導監督権限を有する県が、指導をしてないということも原因の一つであろうかと思われま。

2の6は経営権の欠如ということで、管理者不足ということなんです。

理事さまは、代々いろいろな方が就任されておりますが、経営のプロではないというところが、民間の目で見ると言えると思われま。

収支が盤石な企業であればそれでいいんですけども、慢性的な赤字体質をどうやって黒字にするかということになりますと、それ相応の人材と、それをサポートできる体制をつくる必要があると思われま。

それから2の6の2は、経営目的の欠如ということなんです。民間からの目でいきますと、収入が何十年という長期にわたって生じない事業ということと、また新たな収益事業を興すこともほとんど期待できないということですので、1年ごとの経営目的が欠如するということになると思われま。かいつまんでいきますと、赤字になっても仕方がないという言い方になります。

このため、事業の改善につきましても、対処療法に終わって抜本的な療法はできないということになっております。

14 ページは外注依存したものですけども、重複しますが、組織として行う収益事業はな

いということで、事業外注に依存していると。補助金等の収入は公社を通じて外部組織に流出してしまっていることになります。

それから2の7の2は、経費の正当性が検証されてないということです。外注に出すため、経費の正当性が検証されないことが要因になっていると思います。

それから2の7の3は、競争無き発注ということで、外注先は森林組合でありますけれども、組合が地域に固定されていまして、地域ごとの独占企業になっていると。競争がないためコスト高の要因となっているということはあると思います。

2の8は、ご承知のように多額の債務ということです。2の8の1は、慢性的な歳出の超過ということで、伐出費の歳出とか、それを不足分は借入金に依存するというで、これが膨れ上がる債務の原因ということです。先ほど発表されたように、21年度収支はマイナス1,800万円ということで、要は本業の収入以上に支出があるということです。これが恒常させられているということです。

2の8の2は、多額の支払利息があるということで、21年度支払利息は1億9,300万円ぐらいになっておるということで、収益の7億円の約27.6%を占めておるということです。

民間ですと、ほとんど考えられない状況なんですけども、この多額の支払利息を支払うために借入金を必要とする。借入金が増えるための借入金の増加ということになります。これが多額の債務の原因になっておるということです。

今後、支払う義務のある支払利息は、平成27年度末は約33億円強ありますが、県が平成21年度から各年度の支払利息不足を補足ということで、資本増加をさせていただいております。

それから2の8の3は、実行資金不足ということで、こんなふうの大規模な経営を行うという意味では、出資金3千万円というのは過小資本ということになると思います。あとは足りない部分は当然どこから持ってこないといけない。それは、外部資金である借入金に依存するという。それがなければ運営できない経営体質であるということです。このことが当初から多額の債務超過の要因になっておるということです。

また、ここでは経費が多額にかかってしまったということで、1,800万円に減少してしまっているということが問題。さらには、今後歳出が続けば債務超過に陥るとするのは明らかになっているということです。

2の8の4は、県に依存ということで、慢性的な赤字は実質公社の財務内容につきましては債務超過をもたらしております。いくら県のバックアップがあるとはいえども、債務超過の企業には一般の金融機関は融資に応じるはずもない。当然そういうことをしますと、金融機関の頭取以下が経営責任を問われますので、そんなことは到底できないということになって、資金不足は県に依存する体質になってしまっているということになります。

組織図はこのようになっております。

あとは権限。どこにこういう権限があるかというのを明記したのが11ページ以降です。16ページ下から予算になります。それは、17ページに平成20年度収支計算書ということ

で、「例えば」ということで載せております。これを見ますと、事業収支残に匹敵するだけの支払い利息。これでいきますと、17 ページの表でいきますと、2 億 400 万円。下の方に支払利息支出とありますが、こんな額があります。これは事業収入です。歳入に匹敵するだけの額になってます。収益を圧迫するようになってますが、見ていただきますと、事業活動収支差額、下の方になりますが、予算段階で赤字の予算額になっておるということで、当初から仕方がないと言えばそうなんですけど、予算の段階で多額の赤字の予算でスタートされてますので、こういったのが異常であるということ、ご理解していただくために載せました。

18 ページは「SWOT分析」ということで、公社さまの強み・弱み、あるいは外部環境、こういったものがあるのかなということ、簡単に書いてみました。強み・弱み・市場ということで、先ほど申したのが入ってますので省いておきます。

業務プロセスはこんなところで、山林所有者と公社さま契約をされまして、その後、植林・間伐を行うと。植林・間伐は森林組合に外注をされるということで、その後 50 年から 60 年後山林を売却し、山林所有者と分配をするということが大まかな業務プロセスです。

以上のようなことになっておりますので、これが「問題・課題の抽出」という段階で整理させていただきました。

私の方からは以上でございます。あとはよろしく申し上げます。

(橋本委員)

私の方では、「長期収支の要旨」のことにに関して検討させていただきました。19 ページの方にコメントしてありますが、資料 4 の方を先に説明して、19 ページを説明させていただこうと思います。資料 4 をめくっていただきますと、「参考資料 2」と横書きで書かれた資料があります。

「表 1 長期収支見通しの内訳・一般会計」というものがありまして、A から E までランク分けされておまして、収支が記載されております。A から E ですと、A の団地の方が優良で、E になると悪くなる、ということで並べられてありまして、この内容については以前、県のかたから説明もあったかと思いますが、A であれば、既存の投資額と将来の投資額を回収できるのか、B になると既存の投資額は回収できるけれども将来の投資額は一部しかできないとか。既存の投資額の一部しか回収できないということになってきて、E にいくほどほとんど回収できないということなんです。それで各団地ごとに団地数がいくらかあるかと、面積でいうといくらかあるかと。次に収入ということで、A の団地の収入だとこれだけありますと。B 以下も同じように収入額が書かれてありますと。

次に支出額が記載されておまして、支出額の内訳は既投資額ということで既に投資した額がありまして、これから森林事業を続けて行くと引き続き発生するであろう将来投資額が、次に書かれてあります。さらに将来投資額は、内訳として森林の経営費と支払利息、借入金有利子、借りてる分に関する支払利息を内訳として書かれてありまして、最後に収

支差額ということで、収入から支出を引いた金額が記載されています。

Aでありますと、既投資額と将来投資額を回収できる団地ということになってますので、収支差額が黒字です。ただB以下になってくるとマイナスが発生していますと、いうことになっております。

これはあくまでまとめた表になっておりまして、どういう形でこの金額が出てきたかということになりますと、団地ごとに収支を計算しています。それで、その計算方法に関する資料が資料3になっております。資料3の方も以前、県のかたから説明していただいたのですが、改めて再度説明させていただきます。

まず資料3は1番と2番というふうに大きく分かれておりまして、1番の方が収入金額を計算しているものになっています。2番の方が投資金額、支出を計算しています。それでスタートが収入金額をどう計算するかというのは、山元立木価格に分収率、契約で定められた分収率を掛けて資産価値を計算します。これが、収入金額になるものです。それぞれを以下で説明されておりまして、山元立木価格の計算方法となりますと、予想価格に歩留まりを掛けて搬出経費を差し引いて、それに収穫材積を掛けて山元立木価格を計算するということです。山元立木価格ですので、団地にある状態での価格ということになっています。ですので、予想価格というのはアで説明されていますけど、搬出した後の価格を計算していますので、山元立木価格を計算しようとする予想価格から搬出経費を引いているということなんです。

あと実際団地にある状態から実際に販売する状態になると、歩留まりを計算する必要がありますので、歩留まりが予想価格に対して掛けられてあるということになっています。

予想価格は、樹種ごと、スギ、ヒノキ、林齢ごとということなので30から80年ということに分けて、要するに木の大きさを推定して、これだけの価格で販売できるだろうということが非常に細かく計算されています。これは樹種ごと林齢ごと、あと地位ごと、どこの場所かということ、場所によっても価格が異なっています。価格というのは2番の方に書かれてありますけど、県下に5カ所ある高知県森林組合連合会の各団地及び業界での丸太価格で、これは平成19年度の試算をベースにしていますので、ここでは、平成19年1月～3月平均の単価ということになっています。

次に搬出経費の方に行きますと、搬出経費を計算する要素は4つ大きくありまして、1つは集材距離です。その団地から道路までの距離です。どれだけの距離になっているかと。ベースマシーンとトラックの大きさ。どのトラックがその団地まで行くことができるか。それと運搬距離です。

次に歩留まり。主伐と収入間伐に分けてありまして、その次に収穫材積ということで、またそれぞれ収穫表によって、地位、樹種、面積ごとに材積を計算して表を基に、林業ごとの団地別立木財積が計算されております。

裏の方にいっていただきますと、山元立木価格では、先ほどの計算要素で計算します、ということになっております。

分収率に関しては、土地所有者と契約書が交わされておりますので、契約書に基づき計算しますと、いうことで「(3) その他資産価値の積算」ということで書いておりますけど、長期収支の見通しに関しては、契約期間が伐期が到来する期間で計算されているということになっております。

次に投資金額の方になりますと、これも計算項目としては既投資額、森林経営費、借入金利息、一般管理費等経費となっております。既投資額ということは既に投資された額です。森林経営費というのは、今後、森林事業を行っていくとしたらこれだけ発生していきますよということです。

借入金利息、有利子負債に関してここでは35%というふうになってますが、これは現在また変わってきておるといことです。

一般管理費等経費も各団地に割り振っておりますので、これも集計するということで投資額というのは以上の項目を加味して計算しますということで、これが支出価格になっております。

それでそうした計算方法で先ほどの資料2の方の長期収支の見通しを集計するとこういう形になりますよと、いう形になります。

そしたら、AとEの違いは何なのかという話があるかと思ひまして、いろいろあるかと思ひます。例えばスギ、ヒノキでいうと、ヒノキの方が高いけど、ヒノキの割合が少なく、スギが多い団地であるとか、あと、その団地がかなりへき地であって、搬出コストがかかるということもあろうかと思ひます。その中でも特に大きいのが契約期間でして、分析しております、また表6になるんですけども、契約年数ごとにどれだけの団地があるかという分析がなされてまして、Aの団地というのは80年契約になっている団地が多いわけです。B以下を見ますと、60年の契約以下の団地もあるということで、これは、やはり木というのは太れば太るほど材積が増えますので、将来の収入金額が多くなるということで、契約期間が長ければ長いほど良いということになっている状況です。

それでこの長期収支の見通しというのが、今、計算されているのが前回計算されまして平成19年度の価格に基づいて計算されています。

それでこの委員会で提案させていただきたいんですけども、今回こういう委員会を開催して、今後の森林公社の改善計画を検討するにあたって「長期収支の見通しの見直しが必要ではないか」ということを提案させていただきたいと考えております。

もうちょっと説明すると、申しました報告書の19ページの方に戻っていただきまして、「長期収支の見通しについて」ということで、一つは前提条件の変更について。平成18年度末に試算した長期収支は、今後の従来通り事業を継続するために必要な資金について補助金の他に公庫からの借入れ、及び県から借入で賄うことを前提としていました。現在第2期経営改善実行計画に基づき、利用間伐を中心とした事業による収支の範囲内で事業を実行し、新たな有利子長期借入れを行っていません。また前回の試算と現在ではゼロとなっています。現況に即した長期収支の見通しなるよう前提条件を変更する必要があると

考えます。

次に2番ということで、「前提条件および計算過程の単純化について」ということで、大事なことを言い忘れておりましたけども、現在、先ほど説明させていただいた収支の計算方法、こちらは前回の計算方法になっているんですが、今回、内容をヒアリングしまして、この計算方法としては一つ妥当な計算方法であると私は考えております。

かなり森林の評価方法となりますと難しい問題で、いろいろ計算方法が考えられるのかなと思います。もっと簡単な計算方法とか、もっと複雑な方法とかあると思いますが、とりあえず前回の計算方法が一つの方法として問題ないと考えております。ただ、もし再度計算するとした場合、2番で書かせていただいた計算結果が実態と著しくかい離しない限りにおいて計算結果の検証の可能性を確保し、また担当者の計算業務に帰するようにするためできるだけ単純であることが望まれるということです。

3番に関しては「長期収支の見通しの見直し」ということで、長期収支の見通しはその期間が長期に及び、木材価格等の変動額が大きいため正確に行うことが困難であり、あくまで前提条件設定の基での試算に過ぎないと。そのような試算結果で経営の安定性が損なわれることがないように毎年の見直しまでは必要がないと考えております。5ヵ年計画に沿って計算することが望まれると書かせていただきました。

私からは以上です。

(根小田委員長)

はい、ありがとうございます。2人の委員の方大変ご苦労いただいております。

課題の抽出及び長期収支の見直しの問題の提起をいただきましたが、ちょっと説明に時間をかけていただきましたので、少しちょっと休憩をはさんでご意見をうかがうようにしたいと思います。

今から10分ぐらい休憩をよろしいでしょうか。はい。

—————休憩—————

(根小田委員長)

それでは、そろそろ再開をさせていただきたいと思いますが、森永委員、橋本委員の方からご説明いただきました。いろいろご意見ご質問等、おありだと思いますが、いかがでしょう。どなたからでも。

いかがですか。それじゃあ最初、私の方からいくつかいろいろ極めて初歩的なところから始めて、いくつかお聞きしたいことがあるのですが、お聞きしていて思ったことは、一つは、報告書でいきますと18ページあるいは16ページから18ページぐらいのところですけども、業務プロセスの分析がありまして、山林所有者と契約をして、植林・間伐等をやるわけですが、実際上の植林だとか育林だとか間伐だとかそういう事業については、

ほとんど森林組合に外注するという形だというふうに書いてあるわけですが、そうになると、そもそものところ、どうだったのかよく分かりませんが、少なくとも今日まで公社というものを、そういう組織を介して、こういう事業をやる必要はあったのであろうかって、初歩的な疑問、つまり山林所有者と森林組合の関係、どうなっているのか僕にはよく分からないので、つまり契約をしている山林所有者に関する森林組合の中に加わっているわけではないと、それは組合員の場合もあるのですか。その辺のところがよく分からないので。

もっと言うと、山林所有者に対して補助金みたいなを出すというような形でこういう事業をやっている方式も理論上考えられたのではないかと思うんだけど、どうして公社という形をとってやる必要があったのかというのが…。出発点では必要があったという議論が十分成り立ちうるのでしょうか、それをずっと続ける必要があったのかなという。その辺のかなり基本的な疑問を森永委員の説明を聞きながら思ったんですけど。その辺りどうなんでしょうか。

実際上の事業は森林組合に外注してやっていただくんですね。公社としては、やるわけではないんでしょう。公社が直接人を雇ってやるわけではないんでしょう。

(事務局)

事務局からお答えさせていただいてよろしいでしょうか。

もともと先ほど森永先生の方でご説明いただいたように、公社についてくるのは、発注をするということで、実際そういう作業をしていくシステムを持っていませんので、森林組合さんに基本的にはお願いをします、ということでございますので、こういうビジネスモデルと言うと申し訳ないですが、こういうモデルの中で公社は分収林事業が始まっているということでございます。

それと、委員長がおっしゃられましたように、もともと県行造林というか、県がこういう分収林事業をやったんですが、森永委員さんの方のご説明にもございましたように、昭和33年に「分収林特別措置法」とかいろいろ法整備が出来まして、いわゆる制度融資の受け皿、今まで公社なんかは融資対象にならなかったんですけども、そういう融資対象になったとか、国の方のそういうビジネスモデルというか、公社として分収林事業が受けれるような体制になったというのが一番大きなところでございまして、もともと契約をする時に50年とか60年とかいう超長期の契約を結んでますんで、当然契約をすれば途中で破棄とかいったことはできませんので、一端契約をしてしまうと、その契約期間中は管理と造林整備をしていくということでも、超長期なんでリスクヘッジが出来ない契約のシステムになってしまっているということで、一端進んでしまえば、なかなか今まで後戻りできないというふうなビジネスモデルであったというのは間違いなくて、それは今日全国的にちょっと問題になっておるということで、改革を進めているところでございますし、もともと先ほども言いましたように、

森林所有者もそうなんですけども、基本的に森林所有者の中で森林組合さんにご契約させていただいて、森林整備していただくこともございますが、公社の役目については、当初国の方の指導から、へき地、いわゆる民間ではできない所の山林について植林をなさいということで、公社の事業対象を結構絞っていたところがございます、民間では土地所有者ができないとかいうようなことを対象に分収林事業を進めたという経緯がございます、公社としてそういう受け皿、それと制度融資が出来まして、そういう制度融資で資金を借り入れるという制度になって、それも公的補助金を使えるというふうなことで、そういう国の方でビジネスモデルが出来て、やはり木材生産をしていかなければいけない、それから公益性の発揮をしていかなければならないということで、森林の整備事業をしていかなければという役割を担って公社が出来て、現在に移っているということになってございます。

(根小田委員長)

山林所有者が放っておくとやってくれないと、条件が悪いので。だけどそうしたら補助金方式でできないの。つまり国の中に林業政策をやる部門があるわけでしょう。県庁の中にもそうですよね。林業政策をやる部門。その行政が補助金を出すような形ではできなかったのですか。どうして公社みたいなものをつくって、つまりこれは社団法人でしょう。公営企業でもないわけよね。だからそういう方式でやる必要があったのか、そこがよく分からないのです、聞いていて。

(事務局)

お話のように今は補助金というのが個人に、というか所有者にあるんですけども、設立当初は個人に対する補助金というのはございまして、苗木代というのか、補助金が始まりまして、今、間伐まで補助金があるんですけども、間伐の補助金が出始めた時には、比較的新しい感覚でございました。

そういったことで、個人ではなかなか造成が出来ないところを、先ほどもご説明しましたけども、戦後の荒廃した森林をとにかく復帰しなくてはいけないというのが一つと、それをやはり国産材というのを将来にわたって安定的に供給できるような山を造っていかなければいかんという両方の面から、やはり県とかが本来やっていくべきことということで、まず県営林がスタートしまして公社、それに代わって公益法人でやっていくと。こういうような格好になったわけで、この設立の当初は個人がなかなか造林をどんどんしていくというような状況になかったということをご理解いただきたいと思います。

(根小田委員長)

よく分からないです。そうですか。

(戸田委員)

はい、一ついいですか。

(根小田委員長)

どうぞ。

(戸田委員)

今までの現状の認識や分析については大変ご苦勞をかけて、これだけの項目を出されたことについては、やはり敬意を表すべきことがまず最初だと私は思います。

ただ、項目のそれぞれについて今日を通していただくと、部分的にはそういう判断も当然必要な部分もあるでしょうが、逆に言うとそういう部分だけが強調されることについては、多少の危惧も感じる部分もあるわけです。と言うのは、やっぱりこの森林整備公社の今日の状況というのは、民有林や国有林も含めて一般的に、いわゆるこれまでの国の政策の中で林業の将来像を見据えてやってきた中では、当然これだけの経費はかかっている部分はあるんじゃないかという思いがあるわけです。

例えば民有林にしましても、労働対価も積算をせずやってきたわけですが、今日、森林所有者がここまであきらめを感じた中には、当然ほぼこれに近いような経費を投入して、しかも今日これだけの木材価格になったということで、林業離れが進んだものがあると思うわけです。

例えば、具体的にそれぞれの項目について特に異論をさしはさむことは、それは差し控えないかと思いますが、例えば、この発注の在り方についても、競争性がなかったという部分についてはそれなりの見方はあるんでしょうけども、しかし、森林の長期的な造林の形態から考えて、森林林業の現場に果して競争性だけを持ち込むことが良かったかどうか。例えば長期的なもので経営をしていくという上では、事業者が毎年、毎年、例えば毎年でなくても、新植の時代でも果たして5年の間で入れ替わり立ち替わり競争原理だけで、その下刈をし、新植をし、下刈をしてやっていくことが良かったかどうかということを見ると、私は一概に競争性の原理だけを導入しなかった発注の在り方というものについて、それほど疑問は私は感じていません。

それから何と言いましても、やっぱり材価が下がったということが原因ですから、これまでにCランク以下の評価をされる山について、例えばもう一遍さかのぼって考えれば、土地の所有者と協議をするなりなんなり、それを放棄をすることはいかなものかとは思いますが、こういうものが20数パーセントも出てきたことは、やっぱりこれは今の時点で判断をせざるをえんじゃないかと思います。

AランクBランクの山はともかくとして、Cランク以下の山の今後の在り方については土地所有者とも含めて検討をしなきゃいかんじゃないかと思います。例えばクヌギ造林とかアカマツとか、もう将来的に採算の見込みが全くない物について一括をして清算をし、

販売をしていくことが、例えば今回の今年の21年度の決算にもある18haの山の中にアカマツがこれだけ含まれているか、そういうものを一括して販売することによって生産経費が上がった部分もあるんじゃないかと、いうことを考えると、Cランク以下の山については相対的に分離をして、これからの経営というものを考えていく必要があるんじゃないかという気はします。

(根小田委員長)

はい、ありがとうございます。その他、いかがでしょう。

(武田委員)

ちょっと質問です。

(根小田委員長)

どうぞ。

(武田委員)

たくさんですが、一応要点から。

今のお話なんですけど、ご存知の方教えていただけるでしょうか。

確か森林組合じゃなきゃいけなかったのじゃないですか。間伐とかやるのを補助金がつかなかったという話をちょっと聞いたことがあるんですけど、それは私の聞き違いでしょうか。いわゆる森林組合だけが受け皿になっている、外注の。それはもともと森林組合でないと外注を受ける組織として、機能しなかったというような話を一時伺ったことがあるのですけれど。これは私の認識違いでしょうか。

例えば当時、長野県で大工の学校？ いわゆる建設業から森林業、造林業へ移行しなさいというような動きがあった時に、補助金が見つからないのでなかなかうまくいかなかったというような話があったような記憶を私は持っているんですけど、その辺ちょっと記憶だけじゃなくて、確認していただきたいと思います。

基本的なことですみません。ランクのAからEについて、これ読めば読むほど分からなくなってくるので、ここのところもう一回説明していただきたいんですが、例えば県からの賛助金の50%以上返済可能と、CランクとDランクの違いとか、具体的に県からの賛助金がいくら残っている、いくらを対象として計算している、それから県の賛助金以外の借入金の元金というのはいくらを想定しているのか。それが実態としてちょっと分かりませんが、これが分かる資料があったらいただきたいのと、それからDランクについて利息及び元金の一部は返済可能となっていますが、これ、利息及び元金の一部というのは元金なんで50%増。CとDの違いというのは私はちょっとよく分からないのですけれど。25%というふうなことなのか、どうかということなんですけど。Eは元金は一切返せないとい

う意味は分かるのですが、この辺の違いをちょっと教えてください。

(事務局)

まず、補助金の受け皿ですけれども、時代、時代で補助金のあれがちょっと違ってきますけれども、通常は補助金、造林補助金というのは森林所有者かそれを受託を受けた森林組合ということになります。それで有利な補助金とかということになりますと、やはり森林組合じゃないと受けれないというふうな仕組みになっておりました。時代、時代でいろんな、違うんですけれども、実質森林組合が受託をしてやっていくという国の制度がほとんどでございました。

(武田委員)

ということは、制度的に競争性はある程度阻害されていたという理解…

(事務局)

例えば、今建設業者さんなんかも入っていただいてやっていただいているんですけども、そこなんかも今の時代ですと、その計画を作った人であれば、建設業者さんでも補助金をもらえるような仕組みにはなってますけども、当時は、やはりそういう制度はございませんで、森林を持っている人なのか、森林を受託する森林組合というふうなものに限られていたといういきさつがあります。

(事務局)

あと、ランクのところで大変ややこしいことをしてますけれども、実はこれは公社の全部で、1,020 団地を持って契約をさせていただいてますが、団地ごとに細部を含めて振り分けていまして、借入金も年度によって借り入れてますので、その団地ごとに振り分けてるということで、端的に言いますと、団地ごとにどれだけ借り入れてるかということがございまして、例えば今年借り入れれば今年の金利を割り振ってるということで、約定が決まりますので、団地ごとに金利が定まってる、年度によって定まってるということで、団地ごとにすべて経費を計上してるということで、さっき言いましたように1,020 ございますので、1,020 ごと全部どのなんぼの金利でいつ借り入れた、融資について約定金利を含めて計算をしているということで、団地ごとに張り付けて行くということが一点でございます。

それでランクについては公社側も当時我々も悩んだんですが、想定としてはいわゆる金融庁がやっておられる正常債権、債権としてみようということで、武田委員さんのおっしゃったようにAについてはすべていわゆる正常債権という形ですべて返ってくる。

Bについては賛助金は返ってこない可能性がある、すべて有利子負債については返ってくるということを想定をして区分けをしています。

おっしゃったようにCについては賛助金以外、賛助金以外については元利金の50%、いわゆる半分以上は有利子負債は返済が可能だということで、逆に言うと賛助金は半分も返ってこないということです。

それとDについてはEとの差でございまして、Eについては利息、元金はもとより、利息の一部しか返せないということでございますので、CとEの間がDだということで50%未済ということのCとEの間をDという位置づけをしています。25%とかいうんじゃなくて、50%未済ということと、それを含めてEのところで利息しか返せません。一部しか返せませんので、その間のところをDという位置づけをして、ランク分けをしたということでございます。

(武田委員)

有利子利息とは、今現在のことですか。

それとも、私の認識だと一定のところまでいくと、今では県からの貸付金ですけど、全部賛助金に置き換わっちゃうじゃないですか。

だから、よく分からないんですけど、BとCとDの関係は、全部置き換わっちゃうんですね、賛助金に。

(事務局)

最終的には、今の償還につきましては、当然、有利子負債については約定がございます。

この約定するたびに財源が、実は公社の方は先ほど申しましたように収益がないもので、その財源を県が賛助金だったり貸付金に変えていると。約定がくれば有利子負債から無利子負債に変わっていくということでございますので、約定がある限りはずっと有利子負債で、例えば、あと10年後に有利子負債がなくなれば、その間の支払い利息を計上する、それ以降についてはゼロ金利なんで利息は計上しなくてよいということで、約定通りの金利計上をさしていただいています。

委員さんがおっしゃったように毎年、毎年約定がありますんで、その約定、元利金を含めて公社は収入がございませんので、その分を県の無利子の賛助金で手当てをしておったということになると、それ以降は無利子になるということで、利息計上はゼロという計算をしております。

有利子負債は、約定が来るまでは当然約定通りの金利を計上しています。

例えば今年、1,000万円の元金償還と1,000万円の利息償還がございましたら、当然これは1,000万円の利息計上はしてますから、来年以降については1,000万円の元金分については賛助金に振り替わってますんで、この分については無利子で利息計上はしてないという計算をしています。

(武田委員)

これは、判断の基準というのは、今の時点でいうんですか。

例えば10年後に、全部約定終わりますよね。でも賛助金借りてるんですよね、そしたら全部例えばBに変わるんですか。

(事務局)

最終的に、契約が来たときに切るということで、長期の将来見込み額を計算してますんで、その間に経費としては利息も含めて計上をしまして、先ほど橋本先生の方からご説明いただいたように、ずっと投資経費が積み上がってってますんで、それと契約が、例えば主伐があと30年後になれば30年後に収益が上げられるという販売予想価格を作りまして、それぞれに当然経費がかかってますんで、その積み上げを比較考慮をしていると。

収入がプラスになっておればAランクになるし、最終的には賛助金が返ってこなければ、その分が返ってこないと。で、今の計算としては、19年度の時点で賛助金の有利子負債を固定しているという、そこで一応考えてるということなんで、言われたとおり将来的に変わってきますんで、ないやないかということなんですけども、賛助金に変わるだけで、今の段階で、19年の段階で有利子負債が残っているということで判断をしているということです。

(武田委員)

それについてもう一つなんですけど、さらに突き詰めると、これは森林自体の良さとかという意味じゃないですよね。

あくまで、借入金が返せるかという判断基準だけであって、例えば総投資額の80%以上が回収できるか、そういう判断基準じゃないわけですよね。

これは借入金とか賛助金が返せるかというベースだけであって、例えば総投資額の100%回収できるのをAランク、賛助金、借入金、返済可能だというとそうだと思うんですけど、そうじゃなくて、例えば総投資額であったとしても、有利子負債が貼りつけてある部分と有利子負債が貼りつけてない部分では、評価が違ってくる可能性があるってことで考えていいですか。

全部賛助金を受け終わってしまったような森林は、例えばの話がBランクですよね。ところが有利子負債が残ってる団地では、C・D・Eランクになる同じ状態の山があったとして、仮定の話ですよ、そういうふうに理解しても構わないですか。

(事務局)

考え方としては、先ほど19年度でコンクリートをしてますんで、その時に委員さんがおっしゃっておられるように有利子負債がもしなければ、おっしゃる通りになるんです。基本的には、この時点ではすべて有利子負債を持っているということでございますんで、もし委員さんが言われるように、19年度時に有利子負債がないとすれば、有利子負債の償還

がございませんのでゼロ設定になりますので、賛助金だけの話になっちゃうということなんで、現実的にはそういう事例がございませんでしたので…ということです。

それと冒頭にご説明させていただいたように、山がどうだというよりも償還能力という判断を示す。それと投資額が基本的には借入金と合致をしますので、賛助金、公庫の資金については造林事業の資金なんでございますが、いわゆる補助裏というところなんですけど、賛助金につきましては、先ほども申し上げましたように、管理費も全部入ってましてすべての総投資額でありますので、総投資額と借入金が基本的にはイコールであるという考え方をしております。

(橋本委員)

私もその点にちょっと気付かなかったんですけど、武田先生がおっしゃられる通り、もしそれ賛助金にすり替わってしまったらそういうとき批判になるかなと思うんですけど。

県の方が言われるように、平成19年度時点の残高でAからEに分けましたという、あくまで19年度時点の話だとは思いますが、AからEのランク分けの基準は、会計的な感覚からすると分かりづらいように、私はAからEのランク分けを考えてまして、これって財源をいくら返済できるかという観点の区分なんですね。賛助金と借入金と支払い利息等。

今度AからEにランク分けをするのであれば、財源をいくら返せるかという考え方ではなくて、投資額をいくら回収できるかという観点の分け方にすればいいのかなと。Aだけは、100%回収できるので考え方は変わらないと思いますけど、BからEまでは一体その何%回収できるか。0%とか、そこの幅で分けるという考え方の方が通常なのかなと私は思いますけど。

(戸田委員)

このランク分けに対する評価といいますか、その根底というのは、やはりCランク以下の山についてはもともと入会林であったとか、いわゆる新植をした当時にもう既に経営が放棄をされ、水源かん養機能を維持するためにどうしても造林をする必要があると、そういうものにあつた土地の部分が自然的な条件の中で、もともと、今考えてみると造林として採算性が取れる可能性は多少低いかもしれんけれども、やはり水源かん養とかいろんな機能を考えて、そういうものについて公社にお願いをしてやっていこうという部分は多分あつたんじゃないかと思います。

それはすなわち、もともとの分収林特別措置法の趣旨の中にもやはり、放置をするような山林については一定造林をして機能を高めていこうという一つの目的があつたわけで、必ずしも経営が悪かつたとか、管理が非常に疎かになつてCランク以下に下がつたということじゃなくて、そういう地理的な条件というものも当然あつた上でもなおかつ、山村地域の経済対策や水源かん養の機能の上から、そういう山についても造林をしてやっていこうというのが、もともとの分収林の特別措置法の中に大きな意味をなしていったんじゃない

かという思いはします。

(根小田委員長)

はい、その他いかがでしょうか。

今、戸田委員がおっしゃったことは、そうだと思うんですけど、それならそれで公社のビジネスモデルとして成り立たんだろうということが、ほぼはっきり認識されるようになるのはいつ頃ですか。要するにここは問題だろう、何とかせないかんぞというように議論が出てくるのはいつ頃なんですか。

(事務局)

今、県の方で考えておりますのは、19年度の資産査定のアＢＣランクがどうこうという問題があるんだろうと思いますけど、当時の材価でやると29億弱の赤字、最終的に公社が清算するときには赤字だというふうになっております。

それと先ほど、橋本委員さんがおっしゃっていただいたように、価格については19年当時を使っていますんで、現在の価格に近い価格で、橋本委員さんのご指導をいただきながら、皆さんのご指導をいただきながら評価の仕方というのを考えないといけないと思うんですけど、そういう一つの視点が、一つの区切りとして出てくるんだろうなと思います。

(事務局)

公社の考えにつきましては、この材価の問題もありますけれども平成7年からかなりガクッと材価が下がってきております。

そういったことで、平成7年当時に一度改革委員会というのを作りまして検討をしていたいただいた経緯がございます。その後、13年ですかね、もう一度検討委員会というものを設けてやっていただいていますので、公社の経営についての課題、意識というのを初めてもったのが平成7年…。

(根小田委員長)

‘95年頃ですね。

(事務局)

そうですね。その頃だと認識をしております。

(根小田委員長)

ちょっとこの材価のあれを見てそうだと…。

そのくらいの時点で、そもそも経済性と公益性みたいなものを一緒にやるなんてことは無理にというか、かなり…

つまり今、戸田委員がおっしゃったような必要性があると思うんですよ、公益的な事業に。それはそれでやる必要があるんだけど、それを公社の中にひっくるめて全部一緒にやらないかん、やるということ自体が何か…僕はやっぱり森林政策というか、林業政策全体の中でそういうものを考える必要があるんであって、公社の経営を何とかそこで何とかうまくやろうというのは、無理ですわな、そんなもん。

そこら辺のところを、もうこれは国の責任もあると思うし、今後の問題の処理のプロセスで国の責任もはっきり言っていけないかんし、貸し手の公庫の責任も僕はあると思いますしね。

それと、森林政策全体の中で公社が公益法人に仮に移行するとして、その場合に公社でなきゃやれない、公社がやるべき事業、どういうものがあるってというようなことははっきりしていけないと、存続すべしという説得力ある立場は打ち出せないんじゃないかなという気がしてるんですよ。

その他、いかがですか。

(武田委員)

今、委員長とか戸田委員さんから言われたように、例えば森林の必要性というかそういう面からの評価というのは、このABCDEの評価には一切入ってないですよ。

要は、債務が返せるかどうかだけの観点ですよ。

なので今の話からすると、このABCDEランクをあまりにも存続すると、別のそういう、いわゆる公共・公益性とかいうのと、齟齬（そご）を生じるような感じがするので、これちょっと評価方法を私は考えていただきたいと。

というか、こういう財務的な評価だけのものも必要だとは思いますが、それ以外に例えば、本当に公益法人としての森林整備公社が担うべき機能ということは、逆に言うとABCDEではなくて、いわゆる昔でやったゾーニング、森林のゾーニングに対応した機能を担うということにもなってくると思うんです。それをしてもらいたいですけど。

それから、いろいろあると言った中に一つ、去年主伐した分がありますけど、この主伐した分についての詳しい分析をしたものをできればいただきたいのですが。

何を言いたいかというと、これが例えばABCDEランクのCランクという話だったんですけど、現実にはそれがCランクだったのかどうかとか、それからかかったお金と上がったお金と投資したお金、その中で管理費はいくらあって実際に森林をつくるために使ったお金はいくらあったのかとか、そういうようなことを折角具体的な事例がありますので、これを細かく教えていただけたらと思うんですけども。

(事務局)

実は、武田委員さんからおっしゃっていただいた主伐については、公社の方がかなり詳

しく分析を実はしていただいています。

ちょっと、今日の資料としてはお持ちをしていませんので、また後日で申しわけないですが、ご配布をさせていただきながら説明いたします。

基本的には、その管理費のところと事業費のところとが、そういう見方が出てくるだろうなと思っています。そこは公社の方が完璧にというか分析をしますんで、またそういう資料を取り上げさせていただきたいなと思います。

(根小田委員長)

ほか、いかがでしょうか。

(高村委員)

最初に、戸田委員さんの方から言われたように、私は森永さんの書かれたこの問題点の指摘と言うのは非常に的確なことじゃないかというふうに思うんですけど。戸田委員さんの方が、個々に見ていくとちょっと違う点があるよという話で、ただ個々には言わないというふうなことで、競争原理のところだけご指摘されたんですけど、そこら辺のところは意思統一というか、もうちょっとこの内容について議論する必要があるんじゃないかと思ったのが1点。

それともう1点、先ほど、主伐をして採算性等のことが分かるような事例が1件あったというようなことなんですけど、多分主伐をしたあと、はげ山になっているんじゃないかというふうに思うんですけど、そうなるとそのあと、植林等の事業を誰がやるか分からないんですけど、やらないと山の保育とかそういう保全関係がまずい状態ではないかと。

となってくると、森林公社の事業としてはもう主伐して終わりということになるのかもしれないんですけど、県全体としてそういう山がこれからどんどん出てくるとなると、非常に良くない状態が発生していくんじゃないかと。となると、主伐したあとどういうふうにしていくかという議論もどこかでした方がいいんじゃないかというふうに思うんですけど、いかがでしょうか。

(根小田委員長)

その辺りのことは問題になっているんですか、昨年度主伐をした地域については。

(事務局)

先ほども言いましたように、主伐でございますが、説明が申しわけなかったというのがあるんですけど、期限が来て、要は切り始めたということなんで、これから契約をしてお金が確定をしたと。切るのはこれからでございますんで、ちょっと2～3年かかるだろうと。

ただ原則からすると、公社からいうと公社は分収林事業なんで、植えて最後皆伐という契約期限を切って終わるということとございまして、あとについては契約上の話でござ

ざいますが、公社については責任というか、その辺義務もなくなってくると。

あと土地所有者という話なんです、ただこれについては大きな問題でございまして、国の方もいろんな考え方ございまして、いわゆる択伐をすとかいろいろ、主伐なんですけども少しずつ切っていくとか、広葉樹を植えていく、いろいろ国の方も考えていまして、公社だけではなくて、やはり皆伐したあとの問題というのは大きな問題にはなっているんですけど。

そのところが、公社がそういう公益性をもってあとまでやるのかどうかと、それをご議論いただいて、ご意見をいただければなど。公社はもう切って終わりだというご意見もあるし、そのあとは行政はどうするんだという話になるのか分かりませんが、少しそこが納得いただけるかなと思っております。

(根小田委員長)

はい、その他いかがでしょう。

私、最初に、公社という形でやる必要性が今日まであったのかという話をしましたけど、そういうことを何で言ったかといいますと、森永委員の報告の中で、公社の組織構成の人事なんかは県の人事の一環として行われると、3年期限だというようなそういう仕組み。これはもう多分外郭団体、県だけではなくて国の外郭団体とかいろんなところに共通した問題だと思うんですけども、そういう形にすると県に問題があっても顕在化しにくいとかいう、そういうことに繋がるわけですよ。

それは組織的な問題としてまずいわけです。そういう形態でやること自体がね。

やはり仮に公社みたいな、県の外に一応組織として別の経営組織を作ってやる必要があるにしても、これまでのようなやはり運営の仕方であつたら、大きな問題になると思えますね。そこら辺のところの問題だなど、もっと別のやり方なかったのかなと、そんなことを感じているわけです。

(戸田委員)

もう一つ、高村委員のご指摘のあったいわゆる伐採後のあとのことについても、やはり私は検討をすべき義務があると思えます。

というのは、15,000haの公社造林と教育の森ですか、それを合せて16,000haの約1/3が保安林というふうに私も承知をしておりますが、保安林ということになるとやはりそれなりの、今後の森林の在り方というものを検討せにやいかんわけですから、採算性やいわゆる企業の観点から、採算が取れるとき皆伐をして処理をしていこうということだけで済むのかどうかということは、将来を見据えて基本的に、私はこの際検討していく必要が絶対的にあるというふうに思います。

(根小田委員長)

はい、その他いかがですか。

(中越委員)

森林所有者の代表の森林組合の立場でお話をさせていただきますが、林業公社の経営状況、いわゆる私有林の状況も同じであると思います。また国有林、公的なそういう造林をしている機関であればすべてこういう状況だろうと思います。

今、公社営の構造林地が約 15,000ha ですから、県下には人工造林が 30 万 ha ほどございますので、これは県内の 5% の面積の割合のことを今検討しております。

今、特に収穫期に入った県下の森林というのは 40、50 年になって、今、伐期を迎えようとしています。今いわゆる間伐しながら長伐期に移行しているところなんですけど、その現実としては、いわゆる外材に押されて国産材が使われないというところから来ております。

本来は、もう伐採して次の再生というところへ動いていって、山村の経済が循環させていけるところが一番ベストなんですけど、それがいたしかたないというところになっておりますので、今高知県内、県民の一定の理解というのは大変重要なところだろうと思いますけれども、今産業振興計画とかいろんな所で進めている段階で、高知県で森林・林業は絶対的にもう欠かせない産業の一つだろうというふうに考えておりますので、そうしたことを今、武田委員さんからお話がありました、いわゆるランク付けですよ、経済性だけでランク付けをしてるんですけども、やっぱり山村振興面、山村に人を留めておって環境を守るとか、そういういわゆる山村の経済また公共性のある環境面からの森林といいますか、そういう面での評価もぜひ入れていただきたい。

また経営については、今は特にCO₂の吸収というところが森林に高く求められておりますので、そうしたお金を何とか経営に生かしながら、今、経営苦しいんですけど、これ以上の借入れを少なくする方法とか、そういうことをぜひ検討課題に入れていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

(根小田委員長)

はい、その他、いかがですか、ご意見。

(武田委員)

問題点の抽出方法なんですけども、私もよくこれだけ出してくれたというか、そう思うんですけど、全部が並列なもんですから、できればABCとか、その困難さとか、何と言ったらいいんですか、それが分かるような分析にしていただけたらと。例えば全部が同列、対応の時間的スピードもそうですし、困難さもそうですし、実現可能性もそうなんですけど、それからあと効果もそうなんですけど、それらは全部違うと思うんですけど、これだと私が見たとき全部並列に感じてしまうので、少し強弱がつけばなというふうに思うんです

けど、可能だったら…。

逆に言うとサマライズしたもので強弱をつけた表を別に作るとか、例えばABCランクじゃないですけど、できるかなということで、分析の仕方としての一つの…これはあくまでお願いします。

(根小田委員長)

はい、重要性というのか、緊急性、その度合い・比重をちょっと分かるような形にしてくれたらどうでしょうか。

その他、いかがですか。

森永委員の報告の中で問題点の指摘をいただいているわけですが、できるだけその点について共通認識を持った上で次に解決策を考えて行こうと、そちらに行きたいということなので、この報告書の中でなお、疑問だとかそういうところありましたらこの際出しておいていただけたらいいかなと。

(橋本委員)

先ほども言わせていただきましたが、今長期収支の試算というのが平成19年に行われたとなっているんですが、これを直近に見直されたらと思うんですが、皆様のご意見はいかがでしょうか。

(高村委員)

橋本先生が長期収支の見通しについてということで、見直しが必要ではないかというご意見をうかがっております。

それで先ほどご説明された際に、19ページの前提条件②のところなんですけど、前提条件及び計算過程の単純化についてということで、もう少し単純な方法が望ましいんじゃないかということをおっしゃられましたけど、具体的にはどういうところを、どういう方法を考えておられるのかということをお教えいただけたらと思います。

(橋本委員)

なかなか、その質問、難しいなと思っているのですが…

やはり細かく計算する方が精緻ですし、実態に近づくんだったらというふうには思っているんですが、単純化するとどちらかというと実態からは離れていくんじゃないかなとは思ったりはするんですけど。ただ、精緻に計算してそれが実態かというのもまたありまして、いいのか悪いのかは置いて、少なくとも現状で複雑だなと思ったりしたところは、その木の単価を計算するときに、今5カ所の場所をすべて取っておると説明させていただきましたけど、同じスギとかヒノキの価格でもどこに団地があるかということで、場所ごとに木の価格が違ってくるといった話の一つありますね。

あと、団地ごとに、団地がどれだけいいかの肥沃度とかあったと思うんですが、そういったものも加味しているとか、もっと細かい資料を見させていただいたときに、非常にマトリクスの表を使って当てはめをして、これでいくらくらと出しておって、細かいんで説得力はあるんですけど、それが実態に合ってるかというのは、なかなか分かりづらいところかなというふうに思いました。

(根小田委員長)

橋本委員がおっしゃいました、直近の木材価格をベースにということですね。

それは当然、私はそうしていただいたらいいと思うんですけども、今後の将来に渡っての予測する場合に木材価格の場合でも、これ契約のあれでいくと、参考資料を見ていると80年、90年なんかがありますね。これ80年の契約かな。

最終的に2050年とかもっと…一番最後はどの辺りですか。

(事務局)

2078年。

(根小田委員長)

2078年というのがあるんですか。

でね、僕は昔から思うんですけど、将来予測する場合の推定ですね、もう25年が限度やないかと思います。25年以上先は分からないと、そういうことをやる意義があるのかなという気がするんですよ。

契約の最終年度の、ありますか。まあ理論上はそうなるよくらいの話になる、実際そうなるかどうか全然分からないわけで。

ましてこの木材価格の変動だってね、昭和55年がピークだったと、今日、ここまで下がるということを予想していましたが、皆さん。この段階でも、これくらいのところでも十分予想できないわけで、どこまでの予測で考えたらいいのかということをやはり、ちょっと時期をあまり長く先まで設定して考えることに問題を感じるんですけどね。

せいぜい2010年ですから、2035年くらいまで、それくらいのところまでしかあまり意味がないんじゃないかなという気がしてるんですけど、いかがですか。

構いませんけどね、その先まで2070年までやっても構わんけど、2070年度で最終的に決算するところですよみたいな形でやって、県民に説明してやることに意味があるのかなと、前から僕は思ってます。

2035年くらいだったら、いいと思いますけどね。

(事務局)

これは、意見というよりは報告に近いです。

実は今地方の方で、会計基準を含めていろいろ検討をしているところがございます、当然国の方から求められているのは、最終的な収支というのを求められていることを思っています。

もう一つ、委員長がおっしゃられたように、超長期の中でやはり国の方も確約はないよねということで、少し問題があるのではというご意見もいただいてまして、実は中期計画を作るということで、今でも中期計画、5ヵ年計画を作ってるんです。5ヵ年計画のリニューアルみたいな形で国の方を考えて、最大5年間の中の事業計画を作りながら改善をしていくという形で、それが延長して、最終的に50年とかという形に並べられないかなというような、国の方からのご指摘もございますし、東京の公認会計士さんの方もそういう…おっしゃられるように、50年先の話をしてもあまり意味がないのではないかとご意見もございますし、かといって当然必要だということもあるんですけどね。やはり県庁的には5年くらいでということで、中央ではそういうふうなご意見で少し動いていることはございます。

それともう一つ、会計基準が減損会計を公益法人も導入しなさいということと言われてまして、固定資産の評価のし直しをしなさいということもと言われてまして、専門家の公認会計士の方はご存じだと思うんですけども、いわゆる減損を導入した時にいわゆるグルーピングという理論がございまして、こういうふうなキャッシュの動きの中で一つの団地ごとの、団地という一つのグループを作っていったら、そこで収支を評価するというようなことを、公益会計法人の側で求められてきておりますので、そのところも少し参考にご議論をいただければなというように思っております。

(根小田委員長)

分かりました。

その他、いかがでしょう。今日の現状認識、課題の中心、問題点の明確化ということでご審議いただいているわけですが、特にもうございませんでしょうか。

事務局の方、何か。

委員の方であります？

(事務局)

事務局の方でお話していいのかわかりませんが、今日、森永先生・橋本先生の方から骨子を作っていただいてご意見いただいたのでございますが、時間もないもので、最終的には皆さんのご意見の集約で作っていくということになろうかと思うんですけど、今日、ご意見がお時間の関係で出されてないということがございましたら、様式を事務局の方で構えますので、できましたら事務局の方に期限を切らしていただいて、それをまた橋本先生と森永先生の方に提供しながら次回の時まで整理をさせていただくということをしていただければ、皆さんのご意見が反映されるのかなというふうに思っています。

このままですと、次の…じゃないかなと思うんです。

(根小田委員長)

はい、今日十分に出なかった問題点等、各委員また報告書を見ていただいて、出てきた場合には事務局の方へということで、事務局がするということですか、文書か何かで。

(事務局)

事務局の方が、もしよろしければ、例えばどこどこをこういうふうに変えた方がいいとか、ご意見の様式を作りますので、皆さんいろいろご意見あると思うんですけど、それを取りまとめて、次回報告しながら、修正するところは修正しながら、森永委員さんと橋本委員さんにやっていただかないと次が進まないのかなという意味でございます。

(根小田委員長)

分かりました。

今日は、問題点の現状認識ということでやったんですが、次のステップはそういう課題に対する改善方策、解決策、解決手段の選択ということになるわけで、その辺りのところで各委員のお考えなんかを事前に聞きたいということですか。

(事務局)

そうですね。

今日は原因・課題まででございますんで、すみません、皆さん、ご意見出たんですけど、高村さんのおっしゃるように皆さんのご意見を反映をして、この原案の作成をしなければならぬと思いますので、今日ご意見をいただいた、どこをどういうふうに付け加えたらいいとか、具体的なご意見をいただいて最終的に、次回がありますんで、それまでに例えば今日の原因のどこまで、こういうご意見がございましたというのを事務局の方で整理をさせていただいて、最終的には次回、これ以外にも課題等々まで次回入りますんで、その際同じように前・今回の修正版を提示をさせていただいて、ご意見をいただいて整理をさせていただければな、意見統一をさせていただければなというふうに思っております。

(根小田委員長)

そうすると事務局の方で、なお意見があれば言ってくれみたいは、文章で問い合わせみたいなものですか。

(事務局)

様式を作らせていただいて、委員さんの方にメールか何かで送らせていただいて、期限を切らせていただいて、それに対してお答えをいただく。事務局の方で集計をして、森

永委員と橋本委員にご提示をさせていただいて修正をさせていただくのか、それとも次回のときにこういうご意見がありましたということで、再度ご検討いただくのか決めさせていただければと思います。

(根小田委員長)

はい、分かりました。

今日、かなりご意見出たんですが、なお追加の意見等あればということで、事務局の方ももう少しあれば聞いておきたいということですね。

それは各委員に問い合わせするような形にしてくれますか。

それはそれでやっていただいたらいいと思います。

次回は、また森永委員・橋本委員、大変ご苦勞さまでございますけれども、今日の現状認識の報告書の修正の必要な点がありましたら、それをしていただいた上で改善策、解決手段についてまた問題提起をしていただくことになるかと思うんですが、大変ご苦勞さんでございますがよろしく願いいたします。

そういうことでよろしいでしょうか。

それでは、ほか特にないようでしたら、次回の会議の予定ですけれども7月末ということで考えているんですか、事務局の方。

(事務局)

スケジュール的に言いますと、8月末には改革プランの素案ができるということなのでお願いをしますんで、できるだけ早い目に会をさせていただければと思います。

7月末にさせていただければ、8月すぐに進みますので、できるだけ早めにさせていただければなと思っております。

(根小田委員長)

はい、それでは事務局で日程調整、確認をしていただきまして、確定していただきたいと思います。

それでは本日の会議は一応これで終了させていただきたいと思います。

お疲れさまでした。どうもありがとうございました。